第17回

定時株主総会 招集ご通知



日 時

平成28年6月22日(水曜日)午前10時 (受付開始は午前9時30分を予定しております)

場所

東京都中央区日本橋室町2-1-1 マンダリン オリエンタル 東京 3階「リンデンルーム」 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)5名 選仟の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選仟の件 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報 酬額設定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

日 次 招集ご通知 P 1 Р5 (株主総会参考書類) 第1号議案 剰余金処分の件 P 5 第2号議案 定款一部変更の件 P 5 第3号議案 取締役(監査等委員である取締 P12 役を除く) 5 名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名 P14 選仟の件 第5号議案 取締役(監査等委員である取締 P16 役を除く)の報酬額設定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報 P16 酬額設定の件 (添付書類) 事業報告 P17 P35 連結計算書類 計算書類 P45

監查報告

ネットイヤーグループ株式会社

P52

株主各位

東京都中央区銀座二丁目15番2号 ネットイヤーグループ株式会社 代表取締役社長 石 黒 不二代

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただくか、当社の指定する議決権行使サイトにおいて賛否を入力されるか、いずれかの方法により、平成28年6月21日(火曜日)午後6時までに到着するよう議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送(書面)による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト(http://www.evote.jp/)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「議決権行使等についてのご案内」 をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 平成28年6月22日(水曜日)午前10時
- 2. 場 東京都中央区日本橋室町 2 1 1 マンダリン オリエンタル 東京 3階「リンデンルーム|
- 3. 目的事項報告事項
- 1. 第17期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第17期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)5名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額設定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス http://www.netyear.net)に掲載させていただきます。

【議決権行使等についてのご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送(議決権行使書)またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話(iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ)※から、当社の指定する議決権行使サイト (http://www.evote.jp/)にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
 - ※「i モード」は(株) N T T ドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月21日(火曜日)の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト(http://www.evote.jp/)において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス("なりすまし")や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

- 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
 - (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

・電話 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への安定的かつ継続的な配当を行っていくという当社の基本方針のもと、今後の事業展開等も勘案した上で、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類 金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金3円25銭といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は22.365.960円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 平成28年6月23日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ①当社は、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置することを通じて、取締役会の監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社への移行いたします。これ伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行います。
- ②資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、第42条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するものであります。
- ③その他、上記の変更に伴う、条数の変更、字句の修正等所要の変更を行います。 なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現	行	定	款	変	更	案
第1条~第	第1章 第3条 (条文征			第1条~第3条	第1章 総則 (現行通り)	

現 変 行 定 款 更 案 第4条 (機関) 第4条 (機関) 当会社は、株主総会及び取締役のほ 当会社は、株主総会及び取締役のほ か、次の機関を置く。 か、次の機関を置く。 1. 取締役会 1. 取締役会 2. 監査役 2. 監査等委員会

4. 会計監査人

3. 監査役会

第5条~第18条 (条文省略)

第4章 取締役及び取締役会 第19条 (員数)

当会社の取締役は11名以内とする。

設) (新

第20条(選仟方法)

取締役は、株主総会において選仟す る。

- 2. (条文省略)
- 3. (条文省略)

(新 設)

第21条 (任期)

取締役の任期は、選任後2年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会の終結の時までとす る。

(削 除)

3. 会計監査人

第5条~第18条 (現行通り)

第4章 取締役及び取締役会 第19条 (員数)

当会社の取締役(監査等委員である取 締役を除く。)は11名以内とする。

> 2. 当会社の監査等委員である取締役 は、4名以内とする。

第20条(選仟方法)

取締役は、監査等委員である取締役と それ以外の取締役とを区別して、株主 総会において選任する。

- 2. (現行通り)
- 3. (現行通り)
- 4. 当会社は、法令に定める監査等委 員である取締役の員数を欠くことにな る場合に備え、株主総会において補欠 の監査等委員である取締役を選任する ことができる。

第21条 (任期)

取締役(監査等委員である取締役を除 く。) の任期は、選任後1年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会の終結の時までとす る。

堄	行	走	款
	2. 増員又は	補欠として選付	任された取
		、他の在任取締	
	の満了する時	までとする。	

(新 設)

第22条 (代表取締役及び役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議により 選定する。

2. (条文省略)

第23条(条文省略)

第24条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役<u>及び監査役</u>に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役<u>及び監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条~第26条(条文省略)

(新 設)

変 更

2. 監査等委員である取締役の任期 は、選任後2年以内に終了する事業年 度のうち最終のものに関する定時株主 総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期は別の満了する時までとする。

第22条 (代表取締役及び役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議により 取締役(監査等委員である取締役を除 く。)の中から選定する。

2. (現行通り)

第23条 (現行通り)

第24条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、 招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条~第26条(現行通り)

第27条 (重要な業務執行の決定の委任)

取締役会は、会社法第399条の13第6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に定める事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

現	行	定	款	変	更	案
第 <u>27</u> 条(条文	省略)			第 <u>28</u> 条(現行通り)	
対価と 利益()	の報酬、 して当会 以下「報	賞与その他駆 社から受ける 酬等」という こよって定め	る財産上の う。) は、	対(利 <u>注</u> <u>監</u> 取	報酬等) 締役の報酬、賞与その何面として当会社から受け は(以下「報酬等」とは 登等委員である取締役。 第役とを区別して、株式 よって定める。	ナる財産上の いう。) は、 <u>とそれ以外の</u>
第 <u>29</u> 条(条文	省略)			第 <u>30</u> 条(現行通り)	
	(新	殼)		<u>監</u>	第5章 <u>監査等委員会</u> 監査等委員会の招集権 査等委員会は各監査等 集する。	<u> </u>
	(新	設)		監証 日記 る。 こ(2. は、	監査等委員会の招集通知 査等委員会の招集通知(前までに各監査等委員(のし、緊急の必要がるの期間を短縮することが 監査等委員全員の同意 招集の手続きを経なし 会を開催することができ	は、会日の3 こ対して発す ある場合は、 べできる。 意があるとき いで監査等委
	(新	設)		<u>監査</u>	監査等委員会の決議の 査等委員会の決議は、 とができる監査等委員の し、その過半数をもって	議決に加わる の過半数が出
	(新	設)		<u>監</u> <u>監</u>	常勤の監査等委員) 査等委員会は、その決 動の監査等委員を選定する。	

現行	定	款	変	更	<u> </u>	案
(新	受)		<u></u> 監	本定款のほか	規程) 関する事項は、 、監査等委員会 委員会規程による	におい
第5章 監査 第30条(員数) 当会社の監査役	役及び監査役会 は、4名以内。	<u></u>		(削	除)	
第31条(選任方法) 監査役は、株 る。 2. 監査役の選 使することがで 分の1以上を有 の議決権の過半	選任決議は、議 できる株主の議 する株主が出	議決権を行 議決権の3 は席し、そ		(削	除)	
第32条 (任期) 監査役の任期に	愛のうち最終の ☆会の終結の時 がに退任した監 なれた監査役の)ものに関 すまでとす ご査役の補)任期は、		(削	除)	
第33条(常勤の監査 <u>監査役会は、そ</u> 監査役を選定す	 うの決議によっ	<u>って常勤の</u>		(削	除)	

現	行	定	款	変	更	案
までし し、 間を知 2. 招集の	查役会の招集 设会の招集通 こ各監査役 る急の必要が を紹すること 監査役全員の の手続きを紹 こができる。	例は、会E に対して発 があるときは ができる。)同意がある ないで監査	する。但 、この期 oときは、		(削	除)
<u>定款0</u>	査役会規程) 设会に関する ひほか、監査 设会規程によ	役会におい			(削	除)
	酬等 <u>)</u> 足の報酬等に 定める。	は、株主総会	の決議に		(削	除)
により たこと 契約3 し、当	查役の責任N 仕は、会社法 J、監査役と こによる損害 を締結する 当該契約に基 が規定する額	第427条第 の間で、任 語僧責任を ことができ もづく責任限	務を怠っ 限定する る。ただ		(削	除)
第 <u>38</u> 条~第 <u>3</u>	<u>39</u> 条(条文	省略)		第 <u>36</u> 条~第 <u>3</u>	<u>7</u> 条(現行	通り)
	酬等) 監査 <u>法</u> 人の朝 <u>で役会</u> の同意				査人の報酬	酬等は、代表取締役か 同意を得て定める。
 第 <u>41</u> 条~第 <u>4</u>	<u>43</u> 条(条文	省略)		第 <u>39</u> 条~第 <u>4</u>	<u>1</u> 条(現行	通り)

現	行	定	款	変	更	案
	(新	設)		2 2 - - - [(剰余金の配当等の決定機関 当会社は、剰余金の配当等 459条第1項各号の定める事 ては、法令に別段の定めのあ 余き、取締役会決議によって とができる。	会社法第 写項につい ある場合を
第 <u>44</u> 条~	第 <u>45</u> 条(条文	(省略)		第 <u>43</u> 条	〜第 <u>44</u> 条(現行通り) 附則	
	(新	設)		置) [2]	(監査役の責任免除に関す 当会社は、会社法第426条第 定により、第17回定時株主総 の任務を怠ったことによる監 査役であった者を含む。) の 責任を、法令の限度において の決議によって免除するこ	第1項の規 総会終結前 監査役(監)損害賠償 て取締役会
	(新	設)		<u>経過措</u> <u>2</u> 1	(社外監査役の責任限定契約置) 第17回定時株主総会終結前の 分(社外監査役であった者を の行為に関する会社法第420 の損害賠償責任を限定するま ては、なお従前の例による。	D社外監査 E含む。) 3条第1項 契約につい
	(新	灵)		÷	<u>(削除)</u> 前2条及び本条は、平成38年 を持って削除するものとする	

第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く) 5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置 会社に移行し、取締役全員(5名)は、定款変更の効力発生の時をもって、任期満了となります。

つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く)5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力を発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)		、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株式数
1	岩 黛 木兰代 (昭和33年2月1日生)	平成12年5月 当 平成21年1月 榜 家 平成25年9月 榜	当社取締役就任 当社代表取締役社長就任(現任) 株式会社トライバルメディアハウス取締役 就任(現任) 株式会社日本技芸(現rakumo㈱)取締役就 壬(現任)	455,500株
2	佐 克 裕 裕 彦 (昭和45年2月1日生)	平成20年10月	当社取締役就任(現任) 、リビティー株式会社(現当社)代表取締役 土長就任 株式会社トライバルメディアハウス取締役 就任(現任) 当社グループ戦略室長就任 株式会社日本技芸(現rakumo(株)取締役就 壬(現任) 当社デジタルマーケティング事業本部長就 壬 当社オムニチャネルクラウド事業部長就任 (現任)	120,500株
* 3	播 本 孝 (昭和38年2月25日生)	昭和61年4月 日 平成5年4月 树 平成8年7月 树 平成18年12月 兰 平成20年7月 兰 平成28年4月 兰	日本タイムシェア株式会社(現TIS㈱)入社 株式会社J-WAVE入社 株式会社サンギ入社 当社入社 当社経理財務部長就任 当社経理財務部長兼情報システム部長就任 (現任)	3,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略	歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株式数
4	池 笛 紀 行 (昭和48年1月16日生)		代表取締役就任 株式会社トライバルメディアハウス取締役 副社長就任	一株
* 5	詳 灣 美智字 (昭和47年10月23日生)	平成18年 2 月 平成24年 4 月 平成25年 4 月 平成25年 4 月	ずさ監査法人) 入所 公認会計士登録 株式会社産業再生機構入社 株式会社アドバンテッジパートナーズ入社 慶應義塾大学大学院経営管理研究科助教 横浜市立大学国際総合科学部経営学コース 准教授(現任) 横浜市立大学国際マネジメント研究科(大学院) 准教授(現任) 横浜市個人情報保護審議会委員(現任)	一株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
 - 2. 各候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次の通りであります。 池田紀行氏は、株式会社トライバルメディアハウスの代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間に 製品販売等の取引関係があります。
 - 3. 芦澤美智子氏は、社外取締役候補者であります。
 - 4. 芦澤美智子氏を社外取締役として選任した理由は、同氏がこれまで企業経営コンサルタントとして培われた経験と専門知識を生かし、客観的な視点から当社の経営全般に様々な指導を頂けると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - 5. 当社は、芦澤美智子氏の選任が承認された場合は、同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、改訂定款第30条に定める責任限定契約を締結する予定であります。
 - 6. 当社は、芦澤美智子氏の選任が承認された場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同所に届け出る予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置 会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力を発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者	ふりがな	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社
番号	氏 名 (生年月日)	(重要な兼職の状況)	の株式数
1	豫 原 美 一 (昭和19年9月27日生)	平成18年6月 キャリアサービス株式会社入社 平成19年4月 当社入社 平成19年6月 当社内部監査室長就任 平成20年5月 ネットイヤークラフト株式会社監査役就任 (現任) 平成20年10月 当社コンプライアンス室顧問就任 平成21年1月 株式会社トライバルメディアハウス監査役 就任(現任) 平成21年6月 当社監査役就任(現任) 平成25年9月 株式会社日本技芸(現rakumo(株))監査役就任(現任)	
2	營 苗 莉 雄 (昭和37年2月4日生)	平成14年 4 月 弁護士法人古田アンドアソシエイツ法律事務所 (現弁護士法人クレア法律事務所) 社 (現任) 平成18年 6 月 ナノキャリア株式会社社外監査役 (現任) 平成19年 9 月 株式会社キャンバス社外監査役 (現任) 平成21年 6 月 当社社外監査役 (現任) 平成26年11月 株式会社トランザクション社外取締役(現任) 平成28年 3 月 株式会社ALBERT社外取締役就任 (現任)	一株

候補者 番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略	歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株式数
* 3	葉 (新 定 (昭和34年11月14日生)	平成 2 年 3 月 平成 9 年 4 月 平成12年12月 平成18年 4 月 平成19年 5 月 平成23年 4 月	ミノルタ株式会社(現コニカミノルタ㈱)入社 Minolta Malaysia (Sdn Bhd). Finance Director就任 ミノルタ株式会社(現コニカミノルタ㈱) 製造管理部生産企画課長就任 Minolta Corporation (U.S.A.). VP/Treasurer就任 Konica Minolta Business Solution (U.S.A.). SVP/Treasurer就任 コニカミノルタホールディングス株式会社 (現コニカミノルタ㈱) 経営戦略部経営管理グループマネージャー就任 コニカミノルタビジネステクノロジーズ株式会社(現コニカミノルタ㈱) 経営管理部 長就任 コニカミノルタ株式会社 経営管理部BT事業管理グループマネージャー就任 コニカミノルタジャパン株式会社 情報機器事業統括本部事業管理統括部長兼経営企画本部経営管理部長就任(現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
 - 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 3. 塚原美一氏は、金融機関出身であり、企業財務・会計に対する高い知見を有しております。
 - 4. 古田利雄氏、栗林正氏は、社外取締役候補者であります。
 - (1) 古田利雄氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士の資格を持ち、国内他企業の社外取締役、社外監査役を歴任されており、その豊富なご経験から当社の経営判断における高度な法律面からのアドバイスを現在までいただいており、また今後も頂けるものと期待できますので、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
 - (2) 栗林正氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏がこれまで会社経営並びに事業経営で培われた豊富なビジネス経験と幅広い識見を活かし、客観的な視点から当社の経営全般に様々なご指導をいただけると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
 - 5. 塚原美一氏の選任が承認された場合には、本株主総会後に開催される監査等委員会により常勤の監査 等委員に選任される予定であります。
 - 6. 当社は、古田利雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額内としており、古田利雄氏が再任された場合には、同氏との間で会社法423条第1項に関する責任について、改訂定款第30条に定める責任限定契約を継続する予定であります。また、塚原美一氏及び栗林正氏が選任された場合は、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 - 7. 当社は、古田利雄氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第5号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く) の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置 会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成18年6月7日開催の第7回定時株主総会において、年額120百万円以内と決議いただき、今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで、新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額120百万円以内(うち社外取締役12百万円)とさせていただきたいと存じます。

なお、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は5名(うち社外取締役1名)であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の 員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと5名(うち社外取締役1名) となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力を発生することを条件として、効力 を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置 会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を 年額36百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力を発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

以上

(提供書面)

事 業 報 告

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的な景気減速基調の中、政府による金融緩和政策などが行われたものの、依然先行きが不透明な状況にありました。

当社グループが属するインターネット関連市場は堅調に成長しており、2015年のインターネット広告費は、スマートフォン広告市場、動画広告市場の成長等を背景に前年比10.2%増の1兆1,594億円と増加しております(株式会社電通「2015年(平成27年)日本の広告費」より)。また、マーケティング活動におけるインターネットの活用は急速に拡大し、小売業を中心にウェブサイトやソーシャルメディア、店舗等のすべての消費者接点や物流を見直す「オムニチャネル」に取り組む企業が増加し、当社事業機会の創出につながっております。企業の情報基盤をクラウド化する動きも引き続き拡大し、2015年の国内パブリッククラウドサービス市場規模は前年比32.3%増の2,614億円と推定されております(IDC Japan株式会社調べ)。

このような環境の下、当社グループは、2年にわたり続けてきたオムニチャネル関連の大型プロジェクトのピークが第3四半期に収束し、他案件の受注活動に努めてまいりましたが、当該大型プロジェクトに集中していた人員体制を新たな体制に再構築する時間が当初の想定以上にかかったことや、第4四半期において他のプロジェクトで開発上のトラブル、納品遅れが発生し、その対応に要員を投入したことから全体的な要員不足の状態となり、第3四半期以降の受注活動に影響を及ぼすことになりました。また当該トラブルに伴い、当初の予定額以上のコストが発生、損失が見込まれるため、受注損失引当金を計上することになりました。

自社プロダクト・サービスの分野につきましては、ソーシャルメディア関連のサービスの受注が順調に推移したほか、グループウェアrakumo導入社数が1,000社を超えるなど、順調に推移してまいりましたが、受託関連における受注減、損失の発生分をカバーするまでには至りませんでした。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高6,801百万円(前連結会計年度比6.0%減)、営業利益146百万円(前連結会計年度比67.0%減)、経常利益143百万円(前連結会計年度比67.8%減)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益に関しましては、法人税、住民税及び事業税を60百万円計上したこと等から74百万円(前連結会計年度比1.0%増)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は28百万円です。その主なものは、レイアウト変更による事務所内装設備工事やセキュリティシステムの構築、パーソナルコンピュータの購入等、有形固定資産への設備投資額17百万円があります。また、社内利用システムの購入等、無形固定資産への投資は11百万円あります。

- ③ 資金調達の状況 該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	X	分	第 14 期 (平成25年3月期)	第 15 期 (平成26年3月期)	第 16 期 (平成27年3月期)	第 17 期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売	上	高(千円)	4,354,672	5,352,177	7,239,355	6,801,729
親会社	生株主に県 新期 純	帚属す 利 益(千円)	89,792	59,118	73,983	74,733
1株当	áたり当期	純利益(円)	13.49	8.77	10.81	10.89
総	資	産(千円)	2,455,136	3,143,253	3,352,986	3,176,393
純	資	産(千円)	1,844,847	1,909,249	1,972,825	2,042,321
1 株 🗎	当たり純貧	章産額 (円)	276.10	279.00	285.90	293.80

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、 自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。
 - 2. 当社は平成24年11月20日開催の取締役会決議に基づき、平成25年1月1日付で株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、当該株式分割が第14期の期首時点で行われていたものと仮定して算定しております。
 - 3. 「企業結合に関する会計基準」 (企業会計基準第21号 平成25年9月13日) 等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

② 当社の財産及び損益の状況

	X		分	第 14 期 (平成25年3月期)	第 15 期 (平成26年3月期)	第 16 期 (平成27年3月期)	第 17 期 (当事業年度) (平成28年 3 月期)
売	上		高(千円)	3,348,796	4,083,026	5,772,360	4,888,793
当	期純	利	益(千円)	80,164	61,718	30,405	9,026
1 株	当たり当	期純	利益(円)	12.04	9.15	4.44	1.32
総	資		産(千円)	2,243,832	2,793,050	2,918,805	2,689,447
純	資		産(千円)	1,719,148	1,783,123	1,799,759	1,799,435
1 杉	*当たり	純資產	童額(円)	258.25	261.93	262.60	261.04

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、 自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。
 - 2. 当社は平成24年11月20日開催の取締役会決議に基づき、平成25年1月1日付で株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、当該株式分割が第14期の期首時点で行われていたものと仮定して算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会	社	名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主要な事業内容
ネットイヤ	ークラフ	ト株式会社	20百万円	100.0%	ウェブサイトの制作・運用
株式会社トラ	イバルメラ	ディアハウス	37百万円	92.5%	ソーシャルメディアマーケティング 支援
r a k u	m o 株	式 会 社	135百万円	51.0%	クラウドアプリケーションの開発・ 販売

(注) rakumo株式会社は平成27年11月1日付で株式会社日本技芸より商号変更しております。

③ 重要な関連会社の状況

コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社は、当社の議決権を30.9%所有しております。

なお、コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社は、平成28年4月1日付でコニカミノルタヘルスケア株式会社と合併し、同日付で同社はコニカミノルタジャパン株式会社に商号変更しております。

④ 特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、拡大する市場環境に対応し、さらなる成長を遂げるため、以下の主要課題に取り組んでまいります。

① 人材採用と育成

当社グループの売上の多くを占める受託ビジネスは、顧客企業にサービスを提供することで成立しており、その成長は人材の質と量に大きく左右されます。優秀な人材が当社グループに対して魅力を感じるように、広報活動による積極的な情報発信や先進的な事例・実績等を通じて、業界内外におけるプレゼンスを向上させてまいります。またモチベーションマネジメントや教育研修に注力するとともに、従業員が能力を最大に発揮できるような人事制度・勤務形態の改革や職場環境作りを行なってまいります。

② プロダクトビジネスの強化

現在の当社グループの収益モデルは労働集約型の受託ビジネスが中心となっております。 収益の多様化及び収益率の改善は、中長期的に取り組むべき重要な課題と考えており、ソ ーシャルメディア、クラウド分野における新しいサービスやプロダクトの開発をはじめ、 資本集約型ビジネスの強化に積極的に取り組んでまいります。

③ 急速に拡大する市場への対応

技術の進歩により、当社の業務範囲は顧客企業のウェブサイトを構築することに留まらず、マーケティング活動のすべてにおけるデジタルテクノロジーの利用に関する提案、支援にまで広がってきております。急速な市場の拡大に対応すべく、資本提携やM&Aを含む、社外との提携、連携に積極的に取り組んでまいります。

④ グループ経営の強化

当社グループは当社及び全子会社が協調し、顧客企業に対して課題やニーズに合わせた 最適のソリューションを提供しております。グループ各社の専門的なサービスやノウハウ をそれぞれ強化し、さらにグループ間で共有・活用を深めることにより、当社グループ全 体としてのシナジーの最大化を図ってまいります。また、当社グループは、間接部門の機 能や社内システムをグループ内で共通化し、間接コストの増加を抑制しており、今後も引 き続き、コスト面も含めてグループ経営の最大効果を追求してまいります。

(5) 主要な事業内容(平成28年3月31日現在)

	事	業	内	容		+	サ	_	Ľ	ス	内	容		
S	1	Р	S	事	業	顧客企業に対して、 ティング戦略の提響	、イン 案・第	ンター ^ラ 実践	ネットを	中核に	据えた	新規事	業開発や	マーケ

(6) 主要な営業所(平成28年3月31日現在)

当 社	本 社	東京都中央区
子 会 社	ネットイヤークラフト株式会社	東京都中央区
	株式会社トライバルメディアハウス	東京都中央区
	rakumo株式会社	東京都中央区

(7) 使用人の状況(平成28年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
357 (37) 名	27名増 (2名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて、27名増加しましたのは、事業拡張に備えての採用によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	龄	平	均	勤	続	年	数
		193名		13名増			36.2歳					4.0)年	

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は、その総数が使用人数の100分の10未満であるため記載しておりません。
 - 2. 使用人数が前事業年度末と比べて、13名増加しましたのは、事業拡張に備えての採用によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

			借	入	先				借入額
株	式	会	社	1)	そ	な	銀	行	96百万円
株	式	会	社 :	三 #	住	友	銀	行	60百万円
株	式	会	社	み	₫ "	ほ	銀	行	22百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成28年5月10日開催の取締役会において、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、平成28年6月22日開催の第17回定時株主総会において承認されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行する旨の決議をしております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況(平成28年3月31日現在)

① 発行可能株式総数

25,000,000株

② 発行済株式の総数

6,881,900株(自己株式66株を含む)

③ 株主数

6.412名

④ 大株主 (上位10名)

	株		主	í	名		持	株	数	持	株	比率
	カミノル	タビジネス	スソリュー	ション	ノズ株式	会社		2,130),200株			30.95%
石		黒	-	不	=	代		455	5,500株			6.61%
s a	les	ford	се. с	om,	Ιn	С.		212	2,694株			3.09%
佐	Q	木	1	裕		彦		120),500株			1.75%
株	式 会	社	S B	1	証	券		93	3,300株			1.35%
内		\Box	į	善善		久		90),500株			1.31%
篠		塚	J	良		夫		74	1,100株			1.07%
松	井	証 券	株	式	会	社		65	5,200株			0.94%
大		島		Œ		稔		64	,400株			0.93%
BNY	GCMCLI	ENT ACC	OUNT JPRE) A C I	SG (FE-	- A C)		41	,000株			0.59%

- (注) 1. 平成27年6月25日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より6.565.800株増加し、25.000.000株となっております。
 - 2. 前事業年度末において主要株主であったTIS株式会社は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。
 - 3. 前事業年度末において主要株主でなかったコニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社は、当事業年度末現在では主要株主となっております。なお同社は、平成28年4月1日付でコニカミノルタヘルスケア株式会社と合併し、同日付で同社はコニカミノルタジャパン株式会社に商号変更しております。
 - 4. 持株比率は、自己株式(66株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新 株予約権の状況

株	主	ń	総	Ê	<u>></u>	決		議	平成18年9月12日	平成19年3月9日
	的と	な	る	株	式	の	種	類	普通株式	普通株式
発		行			価			額	無償	無償
行		使			価			額	367円	367円
新	株	予	ń	約	権	0	D	数	240個	826個
B	的と	: t	: 7	る す	侏	式	の	数	24,000株	82,600株
権	利	í	Ţ	ຢ	Ę	期		間	平成20年9月13日から 平成28年9月12日まで	平成21年3月10日から 平成29年3月9日まで
行	使	<u> </u>	(カ		条		件	(注)	(注)
				取		締		役	1名	3名
保	有 状 況 社 外 取 締 役		一名	一名						
				監		查		役	一名	一名

- (注) 当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによっております。
 - ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、平成27年10月29日開催の取締役会において、当社グループの中長期的な企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力を高めるとともに、持続的な収益の拡大に対するコミットメントをさらに強固なものにすることを目的として、以下のとおり、新株予約権を有償にて発行することを決議いたしました。

	UICO						
							第5回新株予約権
取	締 役	Ž	会 (カ :	決	議	平成27年10月29日
新	株	糸	勺 柞	霍	の	数	5,000個
新木	 朱予約権の目	的レ	かる桝	きせの私	重類と	- 對	普通株式 500,000株
791 1	W J. WJ.IE ◊> C	ے رہ ر	76 6 1A	(10 0) 1	± //, C	- **	(新株予約権1個につき100株)
新	株 予 約	権	の 	4 込	金	額	新株予約権1個当たり 600円
新	株予約株	を の	行 使	に関	祭し	て	新株予約権1個当たり86,200円
出	資 さ れ	る	財	童 の	価	額	(1株当たり862円)
権	利	行	使	斯	1	間	平成31年 7月 1日から
1'E	ניי	1.1		///.	1	ΙĖJ	平成34年11月19日まで
行	使	0	カ	条		件	(注) 1
							新株予約権の数 2,300個
		当	社	取	締	役	目的となる株式数 230,000株
							交付者数 4人
							新株予約権の数 2,130個
割	当 先	当	社	使	用	人	目的となる株式数 213,000株
							交付者数 27人
							新株予約権の数 570個
		子会	社の役	设員及で	び使月	月人	目的となる株式数 57,000株
							交付者数 11人

(注) 1. 本新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、平成31年3月期から平成32年3月期までのいずれかの期ののれん償却前営業利益 (当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成してない場合、損益計 算書)における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書を作成 していない場合、キャッシュ・フロー計算書)におけるのれん償却額を加算した額をいい、以下同様 とする。)が、下記(i)に掲げる条件を達成した場合において、以下の割合(以下、「行使可 能割合」という。)に応じて、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から本新株予約権を行使することができる。

- (i) 700百万円を超過している場合 行使可能割合:50%
- (ii) 1,000百万円を超過している場合

行使可能割合:100%

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
- 2. 平成28年3月31日現在において交付時より新株予約権の数が44個減少しておりますが、これは退職による権利失効であります。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況(平成28年3月31日現在)

Ź	会社における	る地位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代表	表取締役	少社 長	石 黒	不二代	
取	締	役	佐々木	裕彦	オムニチャネルクラウド事業部長
取	締	役	篠塚	良夫	事業推進部長
取	締	役	池田	紀行	株式会社トライバルメディアハウス 代表取締役社長
取	締	役	刮	俊子	プライスウォーターハウスクーパース マーバルパート ナーズ合同会社 代表執行役
常	勤監	査 役	寺 脇	健夫	T I S 株式会社 監査役
監	査	役	塚原	美一	
監	査	役	古田	利雄	弁護士法人クレア法律事務所 社員

- (注) 1. 取締役岡俊子氏は、社外取締役であります。
 - 2. 取締役池田紀行氏は、株式会社トライバルメディアハウスの代表取締役社長を兼務しておりますが、 同社は当社の連結子会社であります。
 - 3. 取締役岡俊子氏は、プライスウォーターハウスクーパース マーバルパートナーズ合同会社の代表執行 役を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別な利害関係はありません。
 - 4. 監査役寺脇健夫氏及び監査役古田利雄氏は、社外監査役であります。
 - 5. 監査役寺脇健夫氏は、TIS株式会社の監査役であります。なお、当社と同社との間には特別な利害関係はありません。
 - 6. 監査役塚原美一氏は、金融機関出身であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 7. 監査役古田利雄氏は弁護士法人クレア法律事務所の社員を兼務しております。なお、同法律事務所と当社の間に特別な利害関係はありません。
 - 8. 取締役岡俊子氏及び監査役古田利雄氏につきましては、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 当事業年度中に退任した取締役

氏			名	退	任	В	退任	理由	退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況
石	井	克	彦	平成2	28年3月	28⊟	辞	任	社外取締役、T I S 株式会社 常務執行役員

③ 当事業年度に係る会社役員の報酬等の額

区分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	名 4 (1)	千円 76,867 (3,600)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	12,000 (8,400)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	7 (3)	88,867 (12,000)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月7日開催の第7回定時株主総会において年額120百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない) と決議いただいております。
 - 3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月7日開催の第7回定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。
 - 4. 当事業年度末取締役5名のうち取締役1名と、当事業年度に退任した社外取締役1名は無報酬であり、 上記の支給人員には含まれておりません。

④ 社外役員に関する事項

- イ. 重要な兼職の状況及び当社との関係
 - 「① 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

口. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 岡 俊子	当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回に出席し、経営全般に対する助言、経営の効率化等について発言を行っております。
取締役石井克彦	平成27年6月25日に就任以降、平成28年3月28日付で退任するまでに開催された取締役会9回のうち8回に出席し、経営全般に対する助言、経営の効率化等について発言を行っております。
監査役 寺 脇 健 夫	当事業年度に開催された取締役会11回すべてに出席し、取締役会の意思決定の 適正を確保するための発言を行っております。また、当事業年度に開催された 監査役会12回すべてに出席し、監査の実施状況等議案審議に必要な発言を行っ ております。
監査役 古 田 利 雄	当事業年度に開催された取締役会11回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地からの助言や、取締役会の意思決定の適正を確保するための発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会12回すべてに出席し、監査の実施状況等議案審議に必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに社外監査役全員は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任に関し、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

		支	払	額	
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円				
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利 益の合計額			25,0	00千円	

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監 査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社監査役会は、過年度の監査計画と実績の分析・評価を行い、社内関係部署や会計監査人からの報告も受けた上で、今年度の監査計画における監査内容・時間・配員計画を確認し、監査報酬の推移を確認し、報酬額の見積りの相当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき同意を行いました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。 なお、平成28年3月31日現在、会計監査人との間で当該契約は締結しておりません。

3. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

当社は、平成27平成年5月1日施行の改正会社法に基づき、平成27年5月11日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」の一部改定を決議いたしました。改定後の内容は、次のとおりであります。

- (1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 役員及び従業員の一人一人が、当社の経営管理の基本原理を理解し、適法かつ倫理的 な判断を下すことができるよう、「ネットイヤーグループ倫理規程」を定め、その周知 徹底を行う。
 - ② 取締役会規程に基づき取締役会を定期的に開催し、経営に関する重要事項の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する。
 - ③ 監査役会は、監査役会規程に則り、監査役会で定められた監査方針と監査計画に基づき、取締役及び従業員の職務の執行に係る監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。
 - ④ 経営企画会議規程に基づき、常勤取締役及び業務執行責任者から構成される経営企画会議を定期的に開催し、取締役会上程事項の事前審議並びに会社及び関係会社の業務執行に関する事項の決定を行う。
 - ⑤ 社外取締役による経営の監督機能の強化を行う。
 - ⑥ 他の業務執行部門から独立した代表取締役直属の内部監査・内部統制部門としてコンプライアンス室を設置し、内部監査規程に基づき内部監査を実施する。
 - ⑦ 内部通報制度規程を整備し、不正行為に関する通報又は相談の適正な処理の仕組みを 定める。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 文書規程を定め、株主総会、取締役会、経営企画会議の議事録やその他の業務執行に係る文書の保存期限、所管部門及び管理方法を適切に管理する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 自然災害や企業不祥事等、会社、従業員、社会に影響を及ぼす問題の発生に備え、危機管理規則を定め、当社において発生する様々な事象を伴う危機に、迅速かつ的確に対処するための危機管理体制及び対処方法を定める。
 - ② 経営企画会議において、個別リスクの洗い出しとその評価、対応すべき優先度、リスク管理の方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングとリスク顕在化時点における対応策を行い、取締役会にその内容を適宜報告する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会は、中期経営計画を定めるとともに、経営資源を効率的に配分の上、年度計画を策定し、会社としての目標を明確にする。
 - ② 取締役会は、計画及び目標達成状況のレビューを定期的に行い、必要に応じて目標及び計画の修正を行う。
 - ③ 経営企画会議は、取締役会によって定められた計画及び目標を達成するために、具体的施策を策定する。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① ネットイヤーグループ倫理規程を企業集団全体に適用し、企業集団全体の法令遵守及び業務の適正を確保する。
 - ② 関係会社管理規程を定め、子会社の重要な決議事項は事前に当社取締役会等において協議承認を行う。子会社の規程は、原則として当社規程を準用するものとし、子会社独自の規程を定める場合は、当該内容の規定の相当性につき当社が確認し、必要に応じて助言を行う。
 - ③ 子会社の取締役及び監査役には当社の取締役、監査役又は従業員を選任することにより企業集団内の情報伝達を推進する。また、当社にてそれぞれの子会社担当の取締役を定め、担当取締役は担当する子会社の業務の執行状況、損失の危険、職務執行の効率性及び職務執行の適法性等の監視、監督を行うとともに、当社取締役会にその状況について定期的に報告を行う。
 - ④ 当社内部監査部門による、子会社の内部監査を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び、その従業員の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役が必要と認めた場合は、従業員を監査役の補助にあたらせる。
 - ② 監査役補助従業員を設置した場合は、従業員の業務執行者からの独立性の確保に留意するとともに関係者に周知する。
 - ③ 監査役補助従業員の人事評価については、常勤監査役の同意を要するものとする。
- (7) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は経営企画会議に陪席をし、業務の執行状況、損失の危険、職務執行の効率性及び職務執行の適法性について把握するとともに、その内容を監査役会に報告する。
- ② 内部通報規程を定め、不正行為に関する通報を受け付ける窓口は、常勤監査役とするとともに、内部通報者が通報又は相談したことを理由として、会社が内部通報者に対して不利益な取り扱いを行うことを一切禁止する。
- ③ 業務執行取締役は、定期的又は監査役の求めに応じて、担当する業務のリスクについて報告する。

- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 代表取締役社長は、監査役会及び会計監査人と定期的な意見交換会を実施し、また、 監査役が会計監査人、内部監査部門及び子会社監査役との連携を図り、適切な意思疎通 及び効果的な監査業務を遂行できるような環境を整備する。
 - ② 監査役は、監査費用の支出にあたっては、その効率性及び適正性に留意した上で、職務執行上必要と認める費用について会社に対して予算を提出し、原則として予算の範囲において費用を支出することができる。ただし、緊急を要する費用についてはこの限りではなく、事後的に会社に償還を請求することができ、会社は、当該請求にかかわる費用が監査役の職務執行に必要ではないことを証明した場合を除き、これを拒まないものとする。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ① 倫理規程において、当社グループ役員又は従業員は、反社会的勢力・団体とは一切の 関係をもたず、また、関係の遮断のための取り組みを進めていく旨を規定し、反社会的 勢力・団体に対しては、弁護士、警察等とも連携し組織的に対応する。
- ② 反社会的勢力対応マニュアルを定め、反社会的勢力の排除を徹底する。

(10) 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部 統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性の評価、報告する体制を整備 し運用する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

「内部統制システムに係る基本方針」に沿った当社グループの内部統制システムの当事業 年度における運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 取締役の職務執行について

取締役会規程に基づき取締役会を定期的に開催し、当社および子会社の法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定・業務執行状況の報告等、経営に関する重要事項を決定しております。当事業年度においては取締役会を11回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

(2) 監査役の職務執行について

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しており、取締役会及び経営企画会議に出席するとともに、当事業年度においては監査役会を12回開催し、必要に応じて代表取締役と意見交換を実施しております。また会計監査人と定期的に面談し、監査結果の報告を受け、経営上の重要事項について定期的に情報交換等を行っており、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

- (3) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社常勤取締役及び部門長、並びに子会社取締役で構成される経営企画会議を、当事業年度においては20回開催し、当社グループ内の経営状況及びリスクについて随時適切に把握及び議論を行っており、業務執行の適正性・効率性を確保しております。また当社常勤監査役も毎回陪席し、会議の監督を行うとともに、その内容を監査役会にて情報共有しております。
 - ② コンプライアンス意識の徹底に向けては、当社グループの入社時研修において、倫理 規程、インサイダー取引の防止、情報セキュリティに関する教育を実施するほか、当事 業年度におきましては、全役職員に対してインサイダー取引の防止に関するeラーニン グを実施しております。
- (4) 反社会的勢力の排除について

当社は公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に入会しており、当事業年度に おきましては5回開催された定時連絡会すべてに参加する等、関係機関とも連携し、反社 会的勢力の情報を収集、排除する取り組みを継続的に実施しております。

(5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制の評価については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に 鑑みて策定した監査実施計画書に基づいて毎期の決算時に行っており、内部統制部門が業 務プロセスの実施者と一緒にリスクや対応の見直しを行い、内部統制システムの質的向上 をはかっております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の	部	負 債 の 部
科目	金 額	科 目 金額
流 動 資 産	2,806,838	流 動 負 債 1,046,683
現 金 及 び 預 金	1,219,810	買 掛 金 361,201
 受取手形及び売掛金	1,116,419	短期借入金 30,000
 有 価 証 券	50,000	1 年 内 返 済 予 定 の
 	219,926	未 払 金 129,479
原材料及び貯蔵品	1,354	未 払 法 人 税 等 30,449
		未 払 消 費 税 等 52,137
操 延 税 金 資 産	78,354	賞 与 引 当 金 105,811
そ の 他	120,973	受注損失引当金 91,396
 固定資産	369,554	そ の 他 173,916
 有 形 固 定 資 産	82,132	固 定 負 債 87,388
		長期借入金 77,067
】 建 物 物	49,304	そ の 他 10,321
器 具 及 び 備 品	32,827	負 債 合 計 1,134,072
無形固定資産	143,497	純資産の部
o h h	38,713	株 主 資 本 2,022,001
ソフトウェア	96,977	資 本 金 549,420 資 本 剰 余 金 630,446
その他	7,807	利 益 剰 余 金 842,158
投資その他の資産	143,924	自 己 株 式 △23
 投資有価証券	26,394	その他の包括利益累計額 △91
敷金・保証金	108,053	その他有価証券評価差額金 △91
		新株予約権 2,988
操 延 税 金 資 産	8,555	非 支 配 株 主 持 分 17,423
そ の 他	921	純 資 産 合 計 2,042,321
資産合計	3,176,393	負債・純資産合計 3,176,393

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年 4 月 1 日から) 平成28年 3 月31日まで)

	科	}			金	額
売		上	高			6,801,729
売	上	原	価			5,636,392
	売	上 総	利	益		1,165,337
販	売 費 及	び 一 般	管 理 費			1,019,208
	営	業	利	益		146,129
営	業	外	収 益			
	受 取	利 息 及	なび配	当 金	1,244	
	そ	σ_{z})	他	1,985	3,229
営	業	外	費用			
	支	払	利	息	2,641	
	支	払 手	数	料	1,889	
	そ	σ_{z})	他	1,059	5,589
	経	常	利	益		143,769
移	总 金 等	調整前	当 期 純	利益		143,769
污	去 人 税	、住民利	说及び事	業税	60,627	
Ì	去 人	税 等	調	資	4,295	64,922
븰	当 其	朔 純	利	益		78,846
身	丰支 配 株	主に帰属	する当期	純 利 益		4,112
親	見会 社 株	主に帰属	する当期	純利益		74,733

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

			株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	544,249	625,303	789,699	△23	1,959,229
当連結会計年度変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	5,170	5,142			10,312
剰 余 金 の 配 当			△22,274		△22,274
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益			74,733		74,733
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	5,170	5,142	52,459	_	62,771
当連結会計年度末残高	549,420	630,446	842,158	△23	2,022,001

	その他の包括	5利益累計額			
	その他有価証 券評価差額金	その他の包括 利益累計額合 計	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当連結会計年度期首残高	284	284	_	13,311	1,972,825
当連結会計年度変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					10,312
剰余金の配当					△22,274
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					74,733
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当連結会計年度変動額(純額)	△376	△376	2,988	4,112	6,723
当連結会計年度変動額合計	△376	△376	2,988	4,112	69,495
当連結会計年度末残高	△91	△91	2,988	17,423	2,042,321

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

- 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 - (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の状況
 - ・連結子会社の数

3 計

連結子会社の名称

ネットイヤークラフト株式会社 株式会社トライバルメディアハウス

rakumo株式会社

② 主要な非連結子会社の状況

・非連結子会社の名称

Tribal Media House Technology Lab Company Limited

③ 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等からみて、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても 重要性がないため連結の範囲から除外しております。

- (2) 持分法の適用に関する事項
 - ① 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

・非連結子会社の名称

Tribal Media House Technology Lab Company Limited

関連会社の名称 株式会社インデックス・アイ

② 持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は小規模であり、当期純損益(持分に見合う額)及 び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽 微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

- (4) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - 1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - イ. 満期保有目的の債券

原価法

口. その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法

により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの

移動平均法による原価法

2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ、什掛品 個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法 により算定)

口. 原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法 により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 定率法によっております。

(ただし、平成10年4月以降に取得した建物(建物附属設備は除く)(こついては定額法)

(主な耐用年数)

建物 3~15年 器具及び備品 3~15年

口. 無形固定資産 定額法によっております。

・市場販売目的のソフトウエアについては、見込販売収益に基づく 償却額と残存販売期間 (3年以内) に基づく均等配分額を比較し、 いずれか大きい額を計上する方法によっております。

・自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能 期間 (3~5年) に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えて、一般債権については貸倒実績率に

より、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘

案し、回収不能見込額を計上することとしております。

ロ. 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支払見込額の当連結会計年度負

担額を計上しております。

ハ. 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えて、当連結会計年度末時点で将来

の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、決算日以降に発生が見込まれる損失を引当計

上しております。

④ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間で均等償却し、重要性の乏しいものは発生時に一括償却することとしております。

⑥ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

132,108千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株	式の	り種き	類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普	通	株	式	6,853,800株	28,100株	一株	6,881,900株

- (注) 普通株式の発行済株式総数の増加は、新株予約権の権利行使によるものです。
- (2) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額等

平成27年6月25日開催の第16回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 22,274千円・1株当たり配当額 3.25円

・基準日 平成27年3月31日 ・効力発生日 平成27年6月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの 平成28年6月22日開催の第17回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額・配当の原資22,365千円利益剰余金

・1 株当たり配当額 3.25円

・基準日平成28年3月31日・効力発生日平成28年6月23日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成18年9月12日 臨時株主総会決議 平成18年9月26日 取締役会決議分	平成19年3月9日 臨時株主総会決議 平成19年3月9日 取締役会決議分	平成27年10月29日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	24,000株	94,300株	495,600株
新 株 予 約 権 の 残 高	240個	943個	4,956個

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、事業投資機会までの待機資金として、安全性を優先に流動性を確保しながら機会損失を軽減することを目的に、主に短期的な預金での運用のほか、発行体の信用リスクの低い有価証券で運用しております。資金調達については、必要時には様々な調達手段の中から事業環境や市場環境に応じた最適な手段を選択することとしております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、発行 体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金・保証金は、主に本社を賃借する際に支出したものであり、差入先の信用リスクが存在します。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヵ月程度の支払期日であります。

借入金は、安定的な資金残高を確保するための資金調達であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を1年ごとに把握する体制としています。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

市場価格の変動リスクの管理

当社は、資金運用管理規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計 上額(*)	時価 (*)	差額
① 現金及び預金	1,219,810	1,219,810	_
② 受取手形及び売掛金	1,116,419	1,116,419	_
③ 有価証券			
満期保有目的の債券	50,000	50,162	162
④ 投資有価証券			
その他有価証券	2,302	2,302	_
⑤ 敷金・保証金	108,053	87,540	△20,512
⑥ 買掛金	(361,201)	(361,201)	_
⑦ 短期借入金	(30,000)	(30,000)	_
⑧ 未払金	(129,479)	(129,479)	_
⑨ 未払消費税等	(52,137)	(52,137)	
⑩ 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	(149,359)	(149,359)	_

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- ③ 有価証券、④ 投資有価証券 時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。
- ⑤ 敷金・保証金

時価については、本社の敷金から将来の発生が予想される原状回復費見込額を控除したものに対し、 賃貸借契約の終了期間を考慮した敷金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。

- ⑥ 買掛金、⑦ 短期借入金、⑧ 未払金、⑨ 未払消費税等 これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- ⑩ 長期借入金(1年内返済予定を含む) これらの時価は、元利金の合計額を連結決算日に同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2)子会社株式(連結貸借対照表計上額15,892千円)、関連会社株式(連結貸借対照表計上額8,200千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「④ 投資有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

293円80銭

(2) 1株当たり当期純利益

10円89銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位:千円)

資	産	の	部	負 債 の 部
科	B		金額	科 目 金 額
流 動 資	産		2,225,129	流 動 負 債 823,009
 現金及で	が預	金	992,206	買 掛 金 409,648
				短 期 借 入 金 30,000
受 取	手	形	13,053	1年内返済予定の長期借入金 62,236
売掛		金	758,829	未 払 金 82,039
有 価	証	券	50,000	未 払 費 用 4,526
	DIT			未 払 法 人 税 等 1,493
仕 掛		品	229,790	未 払 消 費 税 等 6,558
原 材 料 及 び	貯蔵	8	1,093	前 受 金 43,776 預 り 金 12,176
 前 払	費	用	49,129	賞 与 引 当 金 33,912
				受注損失引当金 135,431
繰 延 税 🕄	資	産	53,301	その他 1,210
そ の		他	77,725	固 定 負 債 67,002
 固 定 資	産		464,318	長期借入金 56,681
				そ の 他 10,321
有 形 固 定	資産		81,908	負 債 合 計 890,012
建		物	49,304	純資産の部
 器 具 及 て	が備	品	32,604	株 主 資 本 1,796,539
				資 本 金 549,420
無形固定	資 産		7,653	資 本 剰 余 金 630,446
ソフトウ	フ エ	ア	7,653	資本準備金584,962その他資本剰余金45,483
 投資その他(か資産	•	374,755	利 益 剰 余 金 616,696
		_		その他利益剰余金 616,696
投資有個	証	券	2,302	繰 越 利 益 剰 余 金 616,696
関係会社	上 株	式	154,400	自 己 株 式 △23
 	付	金	110,000	評価・換算差額等 △91
				その他有価証券評価差額金 △91
敷金・像	証	金	108,053	新 株 予 約 権 2,988
そ の		他	0	純 資 産 合 計 1,799,435
資 産 6 (注) 記載全額は チ		計	2,689,447	負 債 ・ 純 資 産 合 計 2,689,447

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成27年 4 月 1 日から) 平成28年 3 月31日まで)

		科							金	額
売			上			高	5			4,888,793
売		上		原		佃	5			4,212,276
	売		上	総		利	J	益		676,517
販	売 費	及	Ω, –	- 般 管	室 現	里費	Ì			649,222
	営		業		;	利		益		27,295
営	į	業	外	収		益	ŧ			
	受	取	利	息 及	S,	酉	出当	金	2,804	
	受		取	賃		貸	Ì	料	7,308	
	そ			\mathcal{O}				他	1,118	11,231
営	ŧ	業	外	費		用	1			
	支		払		;	利		息	2,018	
	賃		貸			費		用	7,659	
	支		払	手		数	ζ	料	1,889	
	そ			\mathcal{O}				他	40	11,607
	経		常		7	利		益		26,918
移	兑 弓	l i	前:	当 期	1	純	利	益		26,918
污	去 人	税、	住	民 税	及	Q_{i}	事業	税	13,792	
污	5 .	人	税	等	調	5	整	額	4,099	17,892
뇔	¥	期	l	純		利		益		9,026

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

		株主資本							
			資本剰余金		利益乗	制余金			
	資本金	資本準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益 剰余金 合計	自己株式	株主資本 合計	
当 期 首 残 高	544,249	579,820	45,483	625,303	629,944	629,944	△23	1,799,474	
当 期 変 動 額									
新株の発行(新株予約権の行使)	5,170	5,142		5,142				10,312	
剰余金の配当					△22,274	△22,274		△22,274	
当 期 純 利 益					9,026	9,026		9,026	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	5,170	5,142	_	5,142	△13,248	△13,248	_	△2,935	
当 期 末 残 高	549,420	584,962	45,483	630,446	616,696	616,696	△23	1,796,539	

	評価・換	算差額等	並₩ マ奶#	クオン突査△≡⅃
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	284	284	_	1,799,759
当 期 変 動 額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				10,312
剰余金の配当				△22,274
当 期 純 利 益				9,026
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△376	△376	2,988	2,611
当期変動額合計	△376	△376	2,988	△323
当 期 末 残 高	△91	△91	2,988	1,799,435

⁽注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - 1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

原価法

② 関係会社株式

移動平均法による原価法

③ その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等にもとづく時価法(評価差額は全部純資産直入 法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 什掛品

個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法

により算定)

② 原材料及び貯蔵品

最終什入原価法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法 により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

(ただし、平成10年4月以降に取得した建物(建物附属設備は除

く) については定額法)

(主な耐用年数)

建物 3~15年 3~15年

器具及び備品

② 無形固定資産 定額法によっております。

(主な耐用年数)

白社利用のソフトウエア 3~5年

(3) 引当金の計ト基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えて、一般債権については貸倒実績率に より、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検

討し、回収不能見込額を計上することとしております。

② 當与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支払見込額の当事業年度負担額

を計上しております。

受注契約に係る将来の損失に備えて、当事業年度末時点で将来の損 ③ 受注損失引当金

> 失の発生が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが 可能なものについては、決算日以降に発生が見込まれる損失を引当

計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し換算差額は損益として処理しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 128,117千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権37,763千円② 長期金銭債権110,000千円

③ 短期金銭債務 168.202千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高

売上高 6,300千円 売上原価・販売費及び一般管理費 927,699千円

② 営業取引以外の取引高8,930千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

	株式(の種	類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普	通	株	式	66株	一株	一株	66株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	(千円)
関係会社株式	106,519
賞与引当金	10,465
未払費用	1,396
未払事業所税	1,359
受注損失引当金	41,794
その他	3,484
繰延税金資産小計	165,019
評価性引当額	△109,808
繰延税金資産合計	55,211
繰延税金負債	
未収事業税	1,910
繰延税金負債合計	1,910

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異原因となった主な項目別内訳

	(%)
法定実効税率	33.1
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	9.9
住民税均等割額	8.5
評価性引当額の増加	5.8
税率変更等による期末繰延税金資産の減額修正	14.1
所得拡大促進税制による税額控除	△3.3
その他	△1.6
税効果会計適用後の法人税等負担率 	66.5

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は2,418千円減少し、法 人税等調整額が2,418千円増加しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位:千円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
	 ネットイヤーク ラフト株式会社	所有 直接100.0%	ウェブサ イト制作・ 運用の 託	制作・運用の 委託 (注1)	636,795	買掛金 未払金	153,755 108
			社の景の兼任	賃貸収入	4,293	未収入金	324
子会社	株式会社トライ バルメディアハ ウス		サービス の仕入 役員の兼任	ASPの仕入 (注1) 126,90	126 904	買掛金	14,171
					120,904	未払金	156
				賃貸収入	2,520	未収入金	243
子会社	rakumo株式会社 直接 51.0%	アプリケ ーション 利用契約	アプリケー ション利用 料の支払 (注1)	6,472	未払金	12	
			の締結 資金の援助 役員の兼任	資金の貸付	_	長期貸付金 (注2)	110,000
				利息の受取	1,622	_	_

- (注1) 委託取引、仕入及びアプリケーション利用料については、市場の実勢価格等を勘案して発注先及び価格を決定しております。
- (注2) rakumo株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注3) 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

261円04銭

(2) 1株当たり当期純利益

1円32銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

ネットイヤーグループ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任 社 業務執行社員 指定有限責任 社 業務執行社員

公認会計士 中桐光康 ⑩

公認会計士 山野辺 純 一 📵

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ネットイヤーグループ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ネットイヤーグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 ト

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

ネットイヤーグループ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

 指定有限責任
 社
 員
 公認会計士
 中
 桐
 光
 康
 印

 業務執行社員
 公認会計士
 中
 桐
 光
 康
 印

 社
 員
 公認会計士
 山野辺
 純
 一
 印

 業務執行社員
 公認会計士
 山野辺
 純
 一
 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ネットイヤーグループ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) <u>監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査</u>役から監査の実施状況及び結果について 報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ て説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、コンプライアンス室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして 会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当 該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査役会が定めた内部統制シス テムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況につい て定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違 反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月10日

ネットイヤーグループ株式会社 監査役会 常勤監査役(社外監査役) 脇 夫 健 塚 原 美 監 杳 役 古 \blacksquare 利 雄

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区日本橋室町2-1-1 マンダリン オリエンタル 東京 3階「リンデンルーム」 電話 03-3270-8800



交通機関

東京メトロ半蔵門線 「三越前駅」A7・A8番出口直結

東京メトロ銀座線

東京メトロ東西線 「日本橋駅」より徒歩7分

都営浅草線

J R 総武本線 「新日本橋駅」地下通路直結 J R 線各線 「東京駅」より徒歩8分 「神田駅」より徒歩7分

◎当日はノー・ネクタイのクールビズスタイルにて対応させていただきますので、 株主の皆様におかれましても軽装にてご出席いただきますようにお願い申し上げます。

